

## 【解約ポリシー】

ご契約コースの途中解約はクーリング・オフを除き、基本的に申し受けいたしかねます。ただし、やむを得ない理由で解約する場合は、コースの有効期限内に限り申し受けます。

### <クーリング・オフに関して>

1. 患者様は、契約書面を受領した日から起算して8日以内であれば、書面また電子メールにより契約を解除（以下、「クーリング・オフ」といいます。）することができます。また、クーリング・オフ期間経過後であっても、当院が患者様に不実のことを告げることで誤認させ、または威迫したことにより困惑させ、これらによってクーリング・オフがされなかった場合は、患者様は、改めて当院からクーリング・オフできる旨を記載した書類を受領し、当院より説明を受けた日から起算して8日間以内であれば、クーリング・オフすることができます。
2. 関連商品についてもクーリング・オフを行うことができます。関連商品の引き渡しが行われている際には、当該関連商品の引き取りに要する費用は、当院の負担とします。
3. 当院が当該契約に関して患者様から金銭を受領しているときは、速やかにその受領金の全額を返金いたします。ただし、関連商品のうち健康食品、化粧品、美容を目的とした医薬品及び医薬部外品等の消耗品（以下、「消耗品」といいます。）については、開封したり、その全部もしくは一部を使用又は消化したときは、当該商品についてクーリング・オフをすることができません。（除外例として、リベルサス・マンジャロ・カナグルなどの薬剤に関しては、一度手に渡った場合は返品・返金不可となります。）
4. クーリング・オフは、患者様がクーリング・オフ書面（電子メールを含む）を当院宛に発信したときにその効力が生じます。
5. 患者様がクーリング・オフをした場合、役務・関連商品の代金、損害賠償、違約金、その他費用の支払いを請求することはありません。
6. クレジット等をご利用の場合の精算は、各クレジット会社の規約等でご確認ください。

## <中途解約に関して>

1. クーリング・オフ期間を過ぎてのご解約には、コースの有効期限内に限り申し受けます。
2. 特定継続的役務※では、クーリングオフ期間の経過後においても、中途解約が可能です。（※当院が提供する医療レーザー脱毛、皮膚科のコースメニューで契約期間が1ヶ月を超え、かつ5万円を超えるものに関しては、特定商取引法における特定継続的役務となります。）
3. 既にお支払いいただいている金額から、消化済みの代金、解約手数料を差し引いた額を返還いたします。
4. ご解約には解約事務手数料を申し受けます。解約手数料はコース毎に適用されます。  
解約事務手数料：11,000円（税込み）
5. ご解約のお手続きは、ご来院のみお受けいたします。スムーズなお手続きをご提供するため、解約のお手続きのご予約を推奨しております。ご予約なしでのご来院の場合、お待ち時間を頂戴することがありますので、あらかじめご了承ください。
6. ご解約によりご返金が発生する場合がございます。ご返金は現金で直接お渡しとなりますが、銀行振り込み希望の場合、ご指定の口座へご返金しますので、銀行口座情報をお控えの上、ご来院ください。その場合、振込手数料はお客様負担とさせていただきますので、振込手数料を差し引いた金額をお振込み致します。

### ご返金に関して

ご契約コースの回数の残存分はご返金の対象となります。ご返金額はコース契約金額から消化回数分と解約手数料を差し引いた金額となります。

【ご返金額 = コースご契約金額 - コース消化金額 - 解約手数料】

※消化状況によっては、ご返金が発生しない場合がございますので、あらかじめご了承ください。コース消化回数の消化金額の算出方法は、各メニューの正規単回料金を回数分掛け合わせて算出いたします。